平成２５年（フ）第５０号
名古屋市天白区植田１丁目1413番地
破産者　株式会社セルヴォパンセ
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７０号
神戸市中央区多聞通２丁目５番16号
破産者　株式会社プログレススタッフ
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７１号
神戸市中央区多聞通２丁目５番16号
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
大分県別府市大字鶴見2934番地の５
破産者　株式会社ワールドトーイ産業
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３４号
横浜市港北区日吉本町１丁目２番１号ＹＭビル１Ｆ
破産者　株式会社湘南堂オプティック日吉
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８号
静岡県富士市中之郷1299番地の１
破産者　有限会社やよい工業
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１３４号
静岡県浜松市東区北島町60番地の７
破産者　有限会社寅八設備
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
三重県松阪市幸生町536番地17
破産者　有限会社ＭＣシステム
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３０７号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町29番２町塚ビル５Ｆ
破産者　株式会社ウエルスコーポレーション
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
沖縄県那覇市泊２丁目７番地11
破産者　株式会社渡嘉敷興産
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３０号
沖縄県中頭郡西原町字翁長287番地大平堂ビル１階
破産者　株式会社大平堂
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６４号
静岡県菊川市半済3016番地
破産者　井指　和則
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２３２１号
北海道江別市東野幌本町35番地の６　サーム野幌壱番館503号
破産者　宮内　　誠
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６１号
札幌市中央区南11条西20丁目３番29号　日宝ノール旭ヶ丘902号
破産者　荒井　清憲
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
札幌市北区北33条西11丁目１番17号
破産者　朝倉　正和
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６号
札幌市北区北33条西11丁目１番17号
破産者　朝倉千鶴子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８号
沖縄県名護市字親川431番地
破産者　大久保　隆
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２号
群馬県高崎市上中居町732番地８
破産者　荒　　智雄
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７２号
埼玉県ふじみ野市上福岡３―７―14　コーポアリヤマ102、住民票上の住所埼玉県所沢市東所沢１丁目20番地の５　デンバウきのした210
破産者　小林　和子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７３号
埼玉県ふじみ野市上福岡３―７―14　コーポアリヤマ102、住民票上の住所埼玉県所沢市東所沢１丁目20番地の５　デンバウきのした210
破産者　小林　博久
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部